



災害時における家屋被害認定調査等に関する協定の締結について

問合せ：危機管理課 担当者 高橋 (453) 9211

習志野市で大規模な災害が発生し、市で行う家屋被害認定調査等が十分に実施できない場合に迅速に認定調査等を進めるため、本市と千葉県土地家屋調査士会が、「災害時における家屋被害認定調査等に関する協定」を締結いたしましたので、御報告いたします。

記

1. 協定の名称 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定
2. 協定締結先 千葉県土地家屋調査士会
3. 協定の内容 習志野市内の災害時における家屋被害認定調査等
 - (1) 家屋被害認定調査等の内容
 - ① 家屋被害程度の認定調査
 - ② 災証明書に関する市民相談
 - ③ 建物滅失登記申請手続き相談
 - ④ 土地境界復元等に関する相談
 - (2) 費用負担
派遣に対する人件費を市は負担しない。
家屋被害認定調査等に必要な資機材の費用は市が負担する。
4. 協定締結の経緯
千葉県土地家屋調査士会より、習志野市内で大規模な災害が発生し市で行う家屋被害認定調査等が十分に実施できない場合に調査士会会員を派遣し、市職員と連携して調査協力を行いたいとの申し出がありました。
平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、液状化の影響により市内で多くの家屋が被害を受けたことから、災害時においては市の負担軽減および被災者に対する迅速な支援の双方において有効との考えから協議を進め、協定の締結に至ったものです。
5. 協定締結日 平成26年9月1日